新聞労連

2021年 | No.1301
1月1日（金）

■「ジェンダーと報道」詳報　2・3
■ 差別根絶 記者の思い　3
■ 春闘対策会議詳報　4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2－17－17井門本郷ビル６階　TEL03（5842）2201　FAX03（5842）2250　http://www.shimbunroren.or.jp　年間購読郵送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

権力の内実 徹底取材を

新研部長会議　西山太吉さんがエール

第44回全国新研部長会議が12月13日、オンラインで開かれ、全国の組合や地連から約40人が参加した。

第1部の学習会では、元毎日新聞記者で、日米の沖縄返還交渉をめぐる密約取材に携わった西山太吉さん（89）**＝写真上＝**が「記者たちへの伝言　権力といかに向き合うか」と題して講演を行った。時の政府による隠ぺいや改ざんで、国の公的な情報が国民に正確に届かない危険性があることを指摘し、「メディアは権力の内実を徹底的に取材し、情報を取る必要がある。突破口を切り開かないと本当の民主主義は実現できない」と警鐘を鳴らした。

北九州市からリモート講演を行った西山さんは、年齢を感じさせない矍鑠（かくしゃく）とした様子で、身振り手振りを交えながら1時間半に渡り熱弁した。講演では、沖縄返還交渉をめぐる密約と、イラク戦争への日本政府の対応を例に挙げ、政府の国民に対する情報発信の「不正確さ」を説明。実態とかけ離れた密約が取り決められた返還交渉では、四半世紀を経た後に密約を裏付ける文書が発見された経緯などを踏まえ、「国民は虚偽情報を基に国家の姿を見てきた」と指摘した。また、イラク戦争へ日本が加担した経緯をまとめた報告書について、政府は4ページの概要版のみの発表に留め「国民に真実を知らせなかった」と指弾した。

さらに、森友学園への国有地売却をめぐる財務省の文書改ざん問題などを念頭に、安倍晋三、菅義偉両政権下で「（政府の）隠ぺい、改ざん、誤導の体質は、完成の域に達している」とした上で「メディアはかつてないほど厳しい環境下にある。自分たちの仕事がいかに苛烈なものであるか、再認識してほしい」と発破をかけた。

講演後の質疑応答で取材先との関係の在り方を問われた西山さんは、自らの経験を交え、取材の「コツ」を明かした。「食い込むことはなれ合いになることではない」とし、取材先との意見交換や雑談を通して、事実の「輪郭」を探る重要性に言及。「輪郭を通して実態に迫るのが特ダネへの近道。（記者側が）しっかり勉強していれば、取材先もミスリードさせないし、うそもつかない。うそをつかせない記者になってほしい」と現役記者らにエールを送った。

第2部の部会**＝写真下＝**では、吉永磨美新聞労連委員長が新研部の2020年度の活動方針を説明。①検察幹部と記者との賭け麻雀問題を受け、権力とメディアとの関係性の検証②新型コロナウイルスが広がる中での取材方法の議論③情報公開制度や公文書管理の現状についての実態調査の実施―の3点を提案した。

各労組・地連の活動報告では、「新型コロナに感染した記者の体験談の報告」（共同通信労組）などが挙げられたほか、「具体的にハラスメントの問題点を研究していく」（新潟労組）、「働き方やニュース価値の考え方について組合員で意見交換できれば」（京都労組）といった方針が示された。

21年に開催する新研集会は、東日本大震災から10年の節目の年でもあり、「災害と報道」をテーマとすることで合意。東京五輪・パラリンピックを考慮して開催時期や内容については今後協議する。

【時事通信労組・東井隆直】

「政権に狙われても、決して黙らない」

フィリピンニュースサイト「ラップラー」編集長　マリア・レッサさん

こちら新研部

フィリピンのドゥテルテ政権は2016年の発足以降、麻薬犯罪容疑者の殺害もいとわない強権的な治安対策を続けている。人権無視の手法を批判してきたレッサさんは政権に目の敵にされ、無理筋の捜査の対象になってきた。それでも声を上げ続ける。「沈黙は敗北」だと信じるからだ。　【共同通信労組・岩橋拓郎】

―最近のドゥテルテ政権をどう見ますか。

コロナ禍に乗じて強権主義体質を強めており、以前に増して問題ばかりだ。コロナ感染者が増え続けていた20年5月には、政権に批判的な報道をした民放最大手ABS－CBNに放送停止を命じた。同年7月には、治安当局の権限をさらに強化させる「反テロ法」を成立させた。この法律はテロの定義が曖昧で、政権に批判的な人物が恣意的に拘束、処罰されかねない危うさがある。コロナ禍で人々が生活維持に必死になっている隙に、気に入らないメディアを弾圧し、萎縮させようとしている。

―19年にはレッサさん自身も逮捕され、公判が続いています（現在は保釈中）。

ラップラーが12年にサイトに掲載した、当時の最高裁長官と実業家の癒着を問う調査報道の記事が名誉毀損罪に問われたが、適用された法律は記事掲載後に施行されたものだった。恣意的な法の運用で、茶番であり報道の自由への攻撃でもある。昼間にラップラー本社に捜査員が来て私を連行した。見せしめの狙いがあったのだろう。この政権はジャーナリストをゲリラとみなしているかのようだ。ジャーナリストの仕事が質問を重ね、真実を追求することだと理解していない。

―日本でもメディアへの風当たりは強い。

どこの国でも、民主主義が崩れかけようとしているとき、最初に攻撃されるのは報道機関。もしジャーナリストが独立していなかったら、もし権力内部の真実をつかみ取ろうとしなかったら、市民は簡単に権力に操られてしまう。

―政権に狙われ、恐怖を感じたことはありませんか。

現政権になって得た教訓は、政権がどんなに脅してこようと気にしないということ。威嚇に屈して報道内容を変えたら敗北してしまう。沈黙も敗北と同じ。市民はジャーナリストの仕事をきちんと見てくれていると信じ、どんな環境でもいつもと同じように仕事をする。それが報道の自由を守るための闘いなのだと思う。

【マリア・レッサ】1963年マニラ生まれ。米ＣＮＮテレビのマニラ、ジャカルタ両支局長を務め、2012年にラップラーを共同創業。18年、米タイム誌「パーソン・オブ・ザ・イヤー（今年の人）」に選ばれた。

「表現や働き方」で討論

ジェンダーと報道シンポ

新聞労連は12月13日、東京都内でジェンダー平等の視点からメディアの報道のあり方を考えるシンポジウム「ジェンダーと報道」を開いた。男女約80人が参加し、新聞記事やネットの見出しなどで、ジェンダー平等に配慮のない表現や、生活・家庭面で扱う生活者目線の記事が軽く扱われがちな現状や改善点を話し合った。

シンポでは林香里東大大学院教授と藤田結子明治大学教授が、新聞社や通信社の編集職場が男性中心主義的であることや、長時間労働が当たり前の過酷な働き方が続いている点など、報道現場におけるジェンダー平等に配慮のない点について指摘した。特別中央執行委員5人や複数の参加者も発言した。　**（２、３面に詳報）**

新聞労連　第137回臨時大会公示

2021年1月1日
中央執行委員長　吉永　磨美

規約第20条により、第137回臨時大会を次の通り招集します。

日時　1月19日（火）午後2時～
　　1月20日（水）午前10時～
会場　東京・日本教育会館及びオンライン
議題　▽2020年秋年末闘争総括▽2021年春闘方針案▽産業別スト権確立に向けた投票▽中央闘争委員会の設置―など

男女で共に行動を

12月13日に東京都内で開かれたシンポジウム「ジェンダーと報道」では、登壇した林香里・東京大大学院教授と藤田結子・明治大学教授や組合員約80人が活発に討論した。組合員の報告から、男性中心の編集職場による弊害やワーク・ライフ・バランスと言いながら、女性に家事・育児の役割を偏在させ、低い人事評価になってしまう現状が浮かび上がった。参加者からは、報道におけるジェンダー問題の改善策として、「男女共通の課題」として考え、行動することなどが提案された。

活躍する女性を無視　林香里・東京大大学院教授

メディアの編集体制は男性中心、女性は増えているとはいえ管理職はほとんど男性だ。働き方もワーク・ライフ・バランスという感じではない。家庭面だとか生活報道が、「オンナ・コドモのジャーナリズム」という形で矮小化されている。ここにジャーナリズムの核心が宿っていると述べてきたが、なかなか認識共有ができない状況にある。街を歩けばコンテンツのジェンダーステレオタイプが永久的に再生産されている。メディア研究では、受け手研究（読み手、視聴者）、送り手研究（ニュースを作る側）、内容研究（ニュースの内容）がある。

「内容研究」の対象として、性的役割分業の固定化。日本は特に目を引くために、家事から銀行の案内まで笑顔の女性の写真を使い、新聞記事でも商品紹介に女性が多用される。男性目線の性的表現、女性への過剰なロマンティズムとか、女性への侮辱・非難、上から目線。活躍している女性を無視し、女性が表彰されず、過小評価される。これを指摘すると、表現の自由の侵害だとか、芸術に対する無理解だとか、そういう話になり、全然話が進まないという現状がある。

「送り手研究」は女性の管理職が何パーセントになったとか、編集職場などみなさんの職場の話だ。

「受け手研究」では、2016年の調査で「政治経済のハードニュース、娯楽、料理、ファッションのソフトニュース、どちらのニュースに興味があるのか」と尋ねると、26か国中、日本は一番、「ソフトニュースに興味がある」と答えた人が多かった。特に女性が顕著で、44%が「ソフトニュースに興味がある」と答えている。日本の女性が政治について知らないとか、ダメとかいうことじゃなく、答えとして女性が「娯楽の方に興味がある」と言ってしまう。

調査で「メディアは権力を監視すべきですか」と尋ねると、ジャーナリストの91%が「はい」と答えるが、一般の人は17%しか「メディアは権力を監視している」と答えていない。メディアのウォッチドック・ロール、権力監視機能について、日本の統計の数字が1番低い。また暗いニュースばっかりで、ニュースを避けてわざと読まない行為、ニュース・アポイダンスが世界で問題になっている。

「他人によって、自宅の住所や電話番号を勝手にインターネットに載せられる」ことに対する、被害経験の有無と不安の有無を聞いた調査では、被害経験がなくても不安に思う人が10か国中、日本が1番高い。女性が特に高いのは、日本が特に顕著。被害経験がなくても、誹謗中傷の経験が有る・無しにかかわらず、「個人情報の暴露が怖い」と女性は答えている。

結論としては、日本ではジェンダーステレオタイプから解放されていない。さらにメディアに対しても期待されていない。どのメディアを見ても同じで、権力への癒着イメージが固定化されているということだ。

日本の政治は男性支配の政治だから、女性は「癒着した政治をフォローするってどうなの？」という感じだ。サイバースペースという、フラットな空間があるにもかかわらず、発言すれば男の空間でバッシングされそうだ、ということで女性は沈黙させられ、得られる情報も男性中心的なものが多いということではないか。

公共圏というものにかなりのジェンダーバイアスがかかり、男性というよりは「特殊なジェンダーバランス」で作られていて、セクシャルマイノリティとか、女性がなかなか入り込めないところにいるのではないか。その中で、女性というポテンシャル、マイノリティというポテンシャルに注目して戦略を立て、考えていかなければならない。

会場での討論

シンポジウムの後半は、5人の特別中執の報告を受けて、林香里教授、藤田結子教授と参加者が、オンラインと会場で討論した。

夫婦で新聞社に勤めて、妻が家事・育児の中心となり、人事評価が低くなる問題について、藤田教授は「夫と妻が同じ会社で、夫を出世ラインに乗せて、妻が働き方を調整する。これはあらゆる仕事で聞かれる話だ」と指摘。そのうえで「女性がマミートラックに乗る。これを変えないといけない」と指摘。その解決方法として、「まずは夫婦で調整し、夫に対峙する、そのあとで会社に対して、夫にも言ってもらうことが必要だ。その状況がおかしいということを、妻だけでなく、夫や労組からアプローチしないと男性たちはそれが当たり前と思っているので、交渉しないと変わらない」と主張した。

また、デジタル化が進む中、くらしネタの扱いについて、藤田教授は「結局、どんな見出しがついたかとか、ヤフーに送ったとかで変わっていくと思うので、誰がどこに置いたかで変わってくる」と指摘し、「それとネットのアクセス数と関わりなく、ニュースを作ることも一方で必要だ」と話した。

林香里教授は「（新聞労連の）特別中央執行委員、クォーター性を労働組合に入れて前進が見られ、希望を持てるのではないか。ただ、生活面やデジタル化を理由に部署やページを潰すのは、間違っていると思う」と指摘。さらに、新聞や放送のメディア戦略について、林教授は「自分たちの首を絞めていると、完全に縮小モードになっているのではないか。メディア企業の産業構造で見ると、戦略を間違っているのではないかと思う」と評し、労組が会社に指摘する必要性を訴えた。

また、林教授は日本のメディアの利用の仕方について、世界では一般的に男性がテレビのニュースも新聞も時間が長いが、日本は女性の方がテレビを見る時間が長い傾向にあることを報告。その理由として、林教授は「男性の会社での長時間労働の結果」を挙げた。さらに林教授は「そういう現実があるのに、ニュースを生産しているのはニュースを見ない男性がニュースを作っている。作っている人は働き盛りで、その人はニュースを見ていない。そのニュースにたくさんのお金を投じている。ますます政治が男性目線になるのではないか」と疑問を呈した。

吉永委員長は「発行部数が落ちているからジェンダーの問題をしっかりとテーマに据える会社も出てきているようだが、会社のメディア戦略と直結する形にはなっていない。そう言ったことをメディア戦略として据えて、経営会議や職場で正々堂々と議論する場があまりない」と職場の現状を振り返った。

会場からは、女性参加者が、「韓国では、女性が＃MeTOO運動とかで声を上げて男女対立が強くなってしまった。男性にどう問題意識も持ってもらうかという点で、努力がいろいろな形でも必要だと思う」という意見を述べた。

また、男性参加者からは、「お父さんの悩みを取材すると、ジェンダーと働き方の問題に突き当たる。まずは我々の世代から、変わりつつあると思うので、自分自身も積極的に勉強したいと思い、シンポに参加した」という、自らの経験を重ねた意見もあった。

男女が共にジェンダー平等の問題を深めて解決していく方法について、林教授は「ジャーナリズムとジェンダーというのは、研究者内でもマイナーだ。どうやってたくさんの人に広めて、男性を説得するのか。長い歴史があって、いろんな戦略があると思う。これ以上の輪を広げるために、一般の人といっしょに議論するところに男性も来てもらうとかして、手を変え、品を変えてやる必要がある」と助言した。

藤田教授は「私が担当する学部は7割が男子学生だが、みんなジェンダーの話は大好きだ。卒業して何年か経つと興味がなくなる。会社のカルチャーに染まってしまってしまう。関心のある1，2年生の新入社員の男性記者と毎年、話ができるといいのではないか」と話した。

第２回拡大中央執行委員会

新聞労連は12月8、9の両日、東京都内と会場とウェブの併用で第2回拡大中央執行委員会を開いた。2021年春闘方針案や、21年1月開催の第137回臨時大会の開催手法などについて議論した。

元新聞労連書記長・花井孝さん死去

2001年7月から1年間、労連副委員長（在阪）、04年7月から10カ月間、労連書記長を務めた京都新聞労組出身の花井孝さんが11月17日、急性心不全のため亡くなった。72歳。葬儀は近親者のみで執り行われた。

「ジェンダーと報道」シンポジウム

「働き方の調整」は女性　藤田結子・明治大教授

新聞の識者コメントの男女比率について毎日新聞で、識者で登場する32人のうち、男性が24人で女性は8人しかいないということを書いたことがある。男性は7割、女性は3割。その1カ月後ぐらいに調べたが、全く比率は変わらず、むしろ女性が減っていた。指摘したが変わらなかった。オピニオンついては語っているのが8〜9割は男性で、新聞自体がそれを発している。どうしてそうなるのか。

新聞はデジタル化が進んでいる。SNSが普及し、SNSやデジタルの空間は、最初はアイデンティティが見えないので、女性とか、男性とか、ジェンダーが強調されないと思っていたが、インターネット上のビジュアル化が進んでいるので、むしろジェンダーが強調されている。

SNSでどのように社会的地位をつくるのかという研究では、アメリカ白人の階層や学歴の高い人に優位に働くような仕組みになっていくと言われていて、ジャーナリストもそういうバックグラウンドを持つ人にSNSやデジタルは有利に働く、社会関係資本が積み重なったり、社会的地位が高くなったりするように働いていく。現実の権力関係を強化するような結果がSNSやデジタルの普及によって表れている、と言われている。そういったメディア状況で、女性の視点で記事を作るのは、公的領域だけでなく、職場や家庭における性別役割分業の変化がどうしても必要になってくると考える。

紙面やメディアで、男性は家事育児をやるようになっているという言説は広まっているが、育児休業取得する男性はまだ7%しかいない。社会生活基本調査によると男性の家事育児時間はほとんど増えていない。私自身は過去の共同研究で、首都圏でどのように専業主婦や共働き夫婦の家庭で性別役割分業が行われているのかについて調査した。その実態を妻たちに調査すると平日に家事育児する男性はものすごく少ない。新聞社で働いているような大卒の人の方が、そうでない男性よりは家事をやるが、働き方を調整するのはほとんどが女性で、男性の方は育児休業を取るにもできる範囲、仕事に差しさわりのない範囲で育児家事をするという状況が続いている。その結果、長時間労働が恒常化しているような状況で、遅くまで働き続けられ、管理職になり、役員になるのは、男性になってしまう状況が続いている。

新聞労連の「男性の生きづらさアンケート」を見ても、そういう男性の生きづらさに視点を向けることは重要だが、社会学、ジェンダー研究をしている男性の研究者は、「男性の生きづらさは支配のコストだ」と言っていて、男性の生きづらさの本質は男性優位の社会構造を有利にする。

働きにくい職場は若者に対してもアピールできない。今の若い世代は新聞を読まない、新聞社に憧れを持たないということが顕著。ニュースはSNSを通じて読む人が多くて、新聞は紙で読まないという調査結果もある。
最近では新聞社の早期退職のSNSやニュースが流れてくるので、新聞社に就職することが優秀な学生の選択肢には上がってこない状況になっている。働き方を変えていかないと、紙面もよくならない。

ジェンダーガイドブック／デジタル化促進に危機感も

特別中央執行委員の現場報告

栗林史子さん（朝日労組）　朝日新聞にはすでにジェンダーガイドブックがある。実際の紙面をもとに、注意すべき事例を集めた。女性のスポーツ選手や政治家にのみ家庭との両立をたずねることの是非や、男性が「家事を手伝う」ではなく、「家事をする」という書き方にすべきことなどを取り上げている。ＬＧＢＴについての解説も盛り込んだ。ただ、職場での浸透や周知には課題もあり、今後のさらなる活用が大切だ。

中川聡子さん（毎日労組）　デジタル化を進める経営方針の中で、昨秋「生活面」が大幅に削減され、生活報道部はデジタル部門に吸収、廃止された。新聞社は長時間労働に適応する政治・経済・社会部の男性幹部が編集方針を握る。生活者目線やジェンダー視点に立った報道を心がけ、また適切な労働時間で育児中の女性記者らも活躍し管理職になれる部がなくなることには、大きな衝撃を受けた。デジタル化の中でこうした報道姿勢が維持されるのか、危機感を抱いている。

佐藤百合さん（神奈川労組）　ジェンダー平等に配慮のない表現について指針をまとめる「ジェンダーハンドブック（仮称）」のプロジェクトを進めている。ネットニュースの「ミニスカでスイッチはいった」という盗撮記事の見出しなど、ネット配信になると「面白ければいい」と言って、やりたい放題になっている事例が散見される。新聞の紙面でも、「母親が」とか「性的役割分業」にとらわれていたり、性暴力の問題を矮小化したりしている表現がある。プロジェクトでは様々な事例を洗い出すつもりだ。

乾栄里子さん（全徳島労組）　「乱暴」の言葉、とか性暴力の深刻さや罪の重さを覆い隠す表現が散見される要因は、編集の管理職以上に女性が少ないからではないか。性差別、ジェンダー問題に関して女性に比べて当事者性が低い男性中心で、紙面を作っている弊害ではないか。性暴力被害の深刻さに対して、扱いが軽微なケースが見られる。取材の仕方によって、被害者の方に二次被害を引き起こしてしまうのか心配なうえ、取材者も傷つくことがある。性被害の取材や表現をめぐる注意点や取材者としての心の持ち方など提案したい。

中塚久美子さん（朝日労組）　社内で結婚している夫婦、社外の相手でも子供がいる夫婦から「夫よりも人事評価で低い扱いになり、夫が仕事をしやすいような働き方を女性に求めてくる」という相談を受けている。夫は王道の持ち場を経験していて、会社的には夫にきちんと働いていてほしいという人事評価があるので、妻の記者は「夫の邪魔にならない程度に」と上司に言われる。子育ては女性が担って、働く時間は夫の方が長時間だから評価が高まり、妻は短時間なので下げられる、という事例をいくつか聞いており、孤立して悩んでいる女性記者が結構いると感じる。

ヘイトスピーチを批判した記事を巡り、神奈川新聞の石橋学記者に対し、2019年に提起された「スラップ訴訟」。11月の第4回口頭弁論で、石橋記者が意見陳述した。

石橋記者は「差別を非難する記事を、私は、私たちのまちに暮らす人々を守る地元紙の使命として当たり前に書いた」と強調。川崎市では、差別をし続けたい者たちに見せしめにされながら訴え続けた在日コリアンの献身により、ヘイトスピーチに刑事罰を科す全国初の条例ができたことに触れ、「被害者が抗うのではなく、行政や市民一人一人が主体として声を上げ、メディアこそが先頭に立つ。差別への非難が当たり前のこととして根付いてはじめて、マイノリティーは安心して暮らせるようになる」と訴えた。

1月26日の第5回口頭弁論（横浜地裁川崎支部）を前に意見陳述に込めた思いを紹介したい。

差別なくす主体 メディア先頭に

神奈川新聞記者・石橋学

4度目の法廷で初めて与えられた被告人意見陳述の機会でした。ヘイトスピーチを行った原告を改めて非難するとともに、記者としてやるべきことを再確認する場にしたい。私はそんなことを考えながら陳述書を準備したのでした。

訴えられた記事の中で原告の言動を「悪意に満ちたデマによる敵視と誹謗中傷」と断じたのは、それが単なるデマではなく差別を扇動するヘイトスピーチだったからです。にもかかわらず名誉毀損だと起こしたこの訴訟もまた、法廷を差別の舞台に悪用するものにほかならないと、私は意見陳述でさらに批判を重ねました。

地域社会の一員であるマイノリティーへの憎悪をあおり、暴力の危険にさらすヘイトスピーチをやめさせるのはメディアの、とりわけ地方紙の使命だということも強調しました。傍聴席は差別主義者の標的にされている在日コリアンや反ヘイト活動に取り組む市民で埋まっていました。川崎市役所の記者クラブ所属の記者たちの姿も見えました。

私は陳述書を読み上げながら「両論併記の殻を抜け出し」というアドリブを加え、差別をなくす主体として「メディアこそがその先頭に立つべきだ」と力を込めました。レイシストのヘイト活動の主戦場となってきた川崎市ではヘイトスピーチに刑事罰を科す全国初の条例が2020年7月に全面施行を迎えました。差別は「犯罪」と定められました。一刀両断にすることこそメディアの役目だと一層明確になったのです。それはまた、二次被害にさらされながら条例の制定を求め続けた在日コリアンやその声を支えた市民の姿が教えてくれたものでもありました。

差別をし続けたい者たちは批判を封じるため、今後も嫌がらせの裁判を起こすでしょう（実際、原告からは意見陳述翌日に新たな訴状が届きました）。報道が萎縮し、沈黙すればレイシストの思うつぼどころか差別に加担することになります。

不当に訴えられても市民は応援してくれる。役目を果たしているからこそ応援してくれる。労働組合も、会社も記者を守る。そうして原告の訴えを退ける司法の判断が示され、差別を批判する報道の足場はむしろ確かなものになる。差別を封じ込める運動は裁判を通じて広がり、より強固になる。レイシストが裁判を起こしたことを悔いる結果を勝ち取りたい。意見陳述に込めた一番の思いです。

不利益変更提案 どう対抗

春闘対策会議　模擬団交や単組報告

新聞労連は 12 月 9、10 の両日、東京都の会場とウェブの併用で 2021 春闘対策会議を開いた。約 80 人が出席、不利益変更提案への対応などについて理解を深めた。

初日は、仮想の貸借対照表や損益計算書を基に、社からの賃金抑制提案などにどう対応するかを労連本部の役員、書記が労使双方に分かれて模擬団体交渉を実施。明治大の山口不二夫教授が講評し、貸借対照表の「読み方のポイント」などを説明した。

2 日目は、大阪市立大の西谷敏名誉教授が不利益変更提案に対し、労働組合が法律を生かしてどう闘うか、基調講演。手当カットなどの不利益変更、新賃金制度などの提案を受けている 5 単組が報告、西谷名誉教授からアドバイスを受けた。

模擬団交の様子

模擬団交の主な内容

ケース１【団交の争点やポイント】

会社は最近、印刷工場を建設して減価償却費が膨らみ赤字を計上。賃上げどころか、賃金改定を提案。営業利益段階から赤字だが、現金が 4 億円増加し、25 億円とキャッシュフローは順調だ。設備更新引当金は約 28 億円あるが、印刷工場建設時に取り崩していない。

【山口教授解説】

新社屋建設や輪転機更新では、減価償却費が膨らみ、見かけ上の利益は赤字になるが、キャッシュフローと利益は別。減価償却費は定率法だと最初の 5 年ほどが厳しくなる。ただ現金預金はあり、組合として大きな投資直後は蓄積した利益剰余金をベースに会社と賃金交渉などを行うべきだ。28 億円の設備更新引当金は負債の部に計上されている。負債は借金であり、請求権者がいることになる。しかし設備更新引当金に請求権者はおらず、「積立金」。本来なら利益剰余金に入れるべきものだ。

ケース２【団交の争点やポイント】

会社は新型コロナ禍で資金繰りが悪化、▽55 歳からの定期昇給廃止▽家族手当の廃止▽住宅手当の見直し▽夜勤・深夜割増率の引き下げ―を提案してきた。会社はリーマンショック直後、定期昇給の圧縮など賃金制度の改定を実施。その結果、会社の自己資本比率はＶ字回復。現金預金はそんなに減っているとは思えない。数年前から売掛金が増加している。その中に、回収不能なものがある可能性があるとの噂もある。それが事実なら、回収不能分は実際の利益剰余金が減ることになる。

【山口教授解説】

貸借対照表では、左側に「資産の部」、右側上に「負債の部」、右側下に「純資産の部」が表記されている。資産の部は負債と違って請求権者がおらず、見方にはコツがある。それは「硬度」の差だ。硬度が高いものは、「現金預金」や「投資有価証券」、「関係会社株式」などでリスクが少ないものを指す。一方で、硬度が低いものの一つが「売掛金」で、回収不能なものが溜まっている可能性がある。このケースの会社でいえば、売掛金が 15 億円もある。その金額が同社の過去の額と比べてどうか、業界他社平均と比較してどうか、分析する必要があり、団交等で聞いた方が良い。

ケース３【団交の争点やポイント】

数年前に別業種の会社の経営者がオーナーとなり、ホールディングスの一員となった。もともと赤字体質だったが、新オーナーは収益の良かった出版部門を分社化。それにより、新聞本体の収支は大幅に悪化。そして、年末一時金不支給を通告してきた。一方で、社内で働いている人間が増えている。経営難の別の関連会社から大量の労働者を新聞本社に出向させているようだ。月次の予算実績対比表とグループ内取引表を開示させた。群を抜いて大きい「関係会社手数料」に着目。一昨年は 1800 万円、昨年は 900 万円なのに、今年度は年間で 1 億 6 千万円支出している。どうやら人件費を本社に押し付けているらしい。

【山口教授解説】

ホールディングスや連結会社を持っている場合はごまかされないような注意が必要だ。今回は、毎月 1 千万円を超えるホールディングスへの不透明な人件費支出が重要なポイント。会社は経営状況の良い部門を切り離したり、分社化したりし、新聞業がもうからないように見せて賃金を削ろうとしてくる。全体の部門を一緒にして考えるべきだ。

山口教授（左）と西谷名誉教授

各単組からの報告と質問

河北新報労組報告

休刊日手当、年末年始手当、新聞購読料補助の不利益変更提案を受けている。組合が反対しても社が強行した場合どう対抗すれば良いか。

【西谷名誉教授解説】

いずれの手当も、法律で支払いを義務付けられているものではない。ただし、これらは重要な労働条件であり団体交渉事項となる。組合は団体交渉で誠実に話し合えと要求できる。重要な要素は、不利益変更の合理性。労働者側の受ける不利益と、社側の不利益変更の必要性が比較衡量される。労働組合との交渉の経過も合理性判断の重要な要素になる。労働組合が断固反対しているのに、使用者が強行した場合は、不利益変更の合理性が認められにくい。

東京新聞労組報告

労使慣行で長年続いてきた錬成費という手当を社が一方的に廃止してきた。組合は、これは賃金で一方的に廃止はできないと主張している。ただ、多数組合が社の言うことを飲んでしまって、大多数の従業員との労使合意が形の上で作られてしまう。どう対抗すべきか。また、社は賃上げの回答に家族手当の削減を盛り込んでいる。組合が賃上げを得るためには、家族手当のカットを飲まないといけない。不利益変更の抱き合わせに対する法的な対抗策はあるか。

【西谷名誉教授解説】

複数組合が存在していても、それぞれの組合が独自に団結権、団交権、争議権を持つ。使用者は多数組合から同意を得るだけでなく、少数組合の同意も得なければならない。社が賃上げと不利益変更をセットで提案すること自体が許されないわけではない。これは「利益紛争」であるから、労働組合は反対し続けて、交渉が行き詰まればストライキや労働委員会にあっせん申請するというのが一般的な闘い方だ。

全徳島新聞労組報告

社は激変緩和措置として一時金積み増しを条件に深夜割増手当カットと賞与制度の変更を提案してきた。新賞与制度では過半数の人間が 1 カ月を下回る状況。社は制度として最低 1 カ月になるよう補てんするため、不利益変更にあたらないと説明している。管理職が行うフィードバック面談でも評価の根拠が説明されず、疑問を感じている。一時金支給にかかる評価制度の変更は会社の専権事項か。評価基準があいまいで大きな格差をもたらす賞与制度に対して組合が対抗することは可能か。

【西谷名誉教授解説】

評価制度の設計は、労使交渉事項で、使用者が一方的に変更することはできない。制度の変更が不利益変更といえるかどうかだが、判例では一律に支給されていたものが金額に変動の可能性が生じること自体が不利益と判断。ただし、評価が労働者ごとに違うことについては、裁判所は不利益変更であっても合理性があると認める場合が多い。組合としては団体交渉で反対し続けるのが重要。多くの会社は客観的なデータを持っていない。主観的で不公正な評価が生じる制度への変更には反対というのが、多くの組合がとってきた態度だ。

宮崎日日新聞労組報告

社から新賃金人事管理制度を提案された。労働条件の改廃項目は家族手当の廃止など 40 項目に及ぶ。社が強行的な態度をとるのであれば、長期的な交渉、場合によっては法廷闘争も辞さないという毅然とした態度で臨むつもり。社からの提案内容で法律違反はないか。変更内容を受け入れざるを得ないもの、変更を受け入れてはいけないものはあるか。

【西谷名誉教授解説】

大きな不利益変更提案だが、明確な法律違反はざっと見たところ見当たらない。一種の「利益紛争」の問題として交渉せざるを得ない。手当については、労働者間で差異を作ることになるから、組合でどう評価するかは、十分議論して判断すべきだ。

琉球新報労組報告

社は新型コロナ禍での売り上げの落ち込みを理由に外勤手当の廃止や不規則勤務の廃止など計 11 項目の不利益変更提案をしてきた。一方、退任した会長に退職金を支払っている。年闘では役員報酬など財務状況をすべて明らかにしてほしいと要求したが、社は応じず、議論は平行線をたどった。過去の経営責任を経営陣に問えるか。社にはどれだけ情報開示の義務があるか。

【西谷名誉教授解説】

使用者からの労働協約変更提案に応じるかは組合が決められる。情報開示については、社が経営難と主張するのであれば、根拠となる資料を示さないと説得力がない。役員報酬については公開すべき資料といえる。公開しなくても良い資料は、たとえば企業秘密の資料や、個人のプライバシーに関するもの。役員報酬は個人のプライバシーの範囲を超えている。